

話してみよいや、日野弁

奥日野ガイド倶楽部が方言集「日野ことば」を発行

奥日野ガイド倶楽部（田貝英雄会長）の杉本準一さんが編集した、日野郡内の方言約2000語を五十音順に分類しまとめた、「日野ことば」その訛りとおもしろさ」が発行されました。

杉本さんの方言（日野弁）収集のきっかけは、東京から訪れた女性と高齢者との会話がかみ合っていない様子を見たことがきっかけといえます。同倶楽部の活動で、まち歩きガイドをする中でも、方言で話すと喜ばれたことから、方言を収集し辞典を作ることを発案しました。

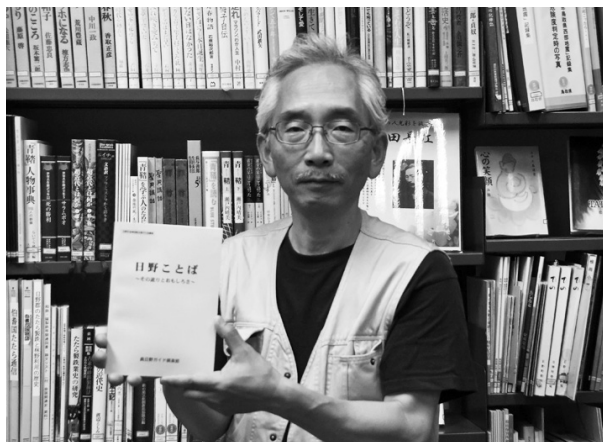
方言は、介護施設を訪れたり、井

戸端会議などに加わったりして、方言を使う機会の多い高齢者から聞き取りを重ねました。

方言集には、独特の発音を「あ」「う」などを使って表現し、「ごす」（くれる）、「ごしない」（ください）といった活用まで詳しく紹介しています。

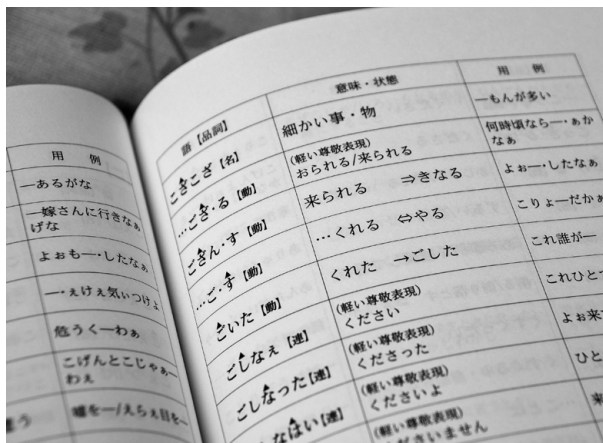
杉本さんは「田舎でも方言自体を使う人が少なくなつた。発行後、特に中高齢年からの反響が大きい」と驚き、「移住者にとって方言を話すことは、地域に慣れるきっかけ。将来地元を離れる人にとっても心のよりどころになるはず。これからも続けていきたい」と意気込みを語りました。

【本に関する問合せ】奥日野ガイド倶楽部



「若い世代にも見てほしい」と杉本さん

杉本（電話090・4807・1681）



ずらりと日野弁が並ぶ

昔の写真・資料収集にご協力を

町では、今後刊行予定の「日野町史（仮）」の編さんにあたり、まちのあゆみ・歴史を物語る写真や資料などを収集しています。

次のような資料をお持ちの方はご連絡ください。



日野郡地図（大正15年、日野郡史）

- ①日野町および旧町村に関する写真（明治から昭和の建物や地域の風景、祭り、行事など）

- ②日野町および旧町村に関する資料（行政の刊行物、書籍、商店チラシ、映像記録など）
- ③その他歴史的資料

※これらの資料をお持ちの方は、下記連絡先までお知らせください。記録を取ったうえで、資料価値の高いものについては、町史編さんに使用させていただく予定です。

■連絡先 日野町史編さん室（役場企画政策課内）
（電話72-0332）

ふるさとのことば

～日野弁なんずかんず～ 第23回

「すいたやあに」
「にるなとやくなとすいたやあにしなはえ」。平仮名で表すと訳がわかりませんが、いわゆる標準語で言えば「煮るなり焼くなり、好きなようにしてください」となります。
「お好きなように」。これは不思議な言葉で、相手の思いを受け入れる意味と、呆れて突き放す意味の二通りに解釈できます。「すいたやあに」は、どちらかといえば後者の意味合いや、開き直る意味のほうが強い表現と言えます。日本語の奥深さを感じますね。

日野弁ピックアップ「す」
すいい…酸っぱい。 すいとお…好きである。
すいとおし…アマタケ。
ずいぼ…つまみ食い。食いしん坊。
すかんたらしい…いやな。いやらしい。
すぐのまに…すぐに。ただちに。
すくも…もみから。
すっぺえこっぺえ…つべこべ。

協力：日野町歴史民俗資料館友の会

子育て世帯臨時特例給付金

◎ 子育て世帯臨時特例給付金とは？

消費税率引き上げの影響などをふまえ、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図るため、臨時特例的な措置として支給されるものです。

【支給要件】

支給対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当受給者

※特例給付（児童を養育している人の所得が児童手当の所得制限限度以上の場合に、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているもの）を受給される人は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない人についても、支給対象になり得るので、平成 27 年 5 月 31 日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

対象児童

支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童

支給額

対象児童 1 人につき 3,000 円

基準日

平成 27 年 5 月 31 日

【申請方法】

申請先

日野町役場健康福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

▶平成 27 年 6 月分の児童手当を日野町から受給される人が対象です。

※公務員の方は、基準日（平成 27 年 5 月 31 日）時点で住民票が日野町にある人が対象です。（申請書類については勤務先でお受け取りください）

申請期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）～9 月 30 日（水）

提出書類

- ・郵送された申請書
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証の写し）

給付金の受取方法

提出された申請書を審査した結果、給付要件を満たしている場合は、申請書に記載された、指定口座に入金します。



【問合せ先】 役場健康福祉課 子育て世帯臨時特例給付金担当（72-0334）

※臨時福祉給付金については、9 月 1 日から受付開始の予定です。詳しくは、「広報ひの 8 月号」でお知らせします。



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺” や “個人情報” の詐取 “にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。